

さくてい はいけい いち
策定の背景と位置づけ

1.1 基本構想策定の背景

(1) 背景

現在、我が国では高齢化が急速に進んでおり、平成27年(2015年)には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となるという他に例を見ない高齢社会を迎えようとしており、高齢者の方々が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれています。また、障害者等の方々についても、社会・経済活動への積極的参加の実現が強く求められています。

このためには、これらの方々々が気軽に安心して移動できるようにすることが必要ですが、移動にあたっては現に様々なバリア(障壁)が存在しており、このバリアフリー化(障壁の除去)が大変重要な課題となっています。

このような状況の中で、平成12年(2000年)11月に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が施行されました。「交通バリアフリー法」では、鉄道やバスなどをバリアフリー化するとともに、市町村が駅やその周辺地域について地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を進めることを定めました。施行から5年目に、附則第3条に従い「交通バリアフリー法」は見直しがされました。

「交通バリアフリー法」と「ハートビル法¹⁾」を統合・拡充し、平成18年12月20日に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」、通称「バリアフリー新法」が施行されました。

この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、高齢者、障害者等がよく利用する公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物などの施設の一体的な整備を推進するための措置を講ずることにより、移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。市町村は地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力して、バリアフリー化を進めることとしています。

1) ハートビル法

正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。平成6年(1994年)6月29日施行。不特定多数が利用する一定の公共的な建築物について、高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるような措置を講ずることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(2) バリアフリー新法のしくみ

1) 対象者

新法では対象者を「高齢者、障害者等」としており、「交通バリアフリー法」における「身体障害者」に加え、「知的・精神・発達障害者」を新たに追加しています。

2) 対象施設

高齢者、障害者等がよく利用する公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物などの施設を対象としています。これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務、既存の施設については、基準適合の努力義務等が定められています。

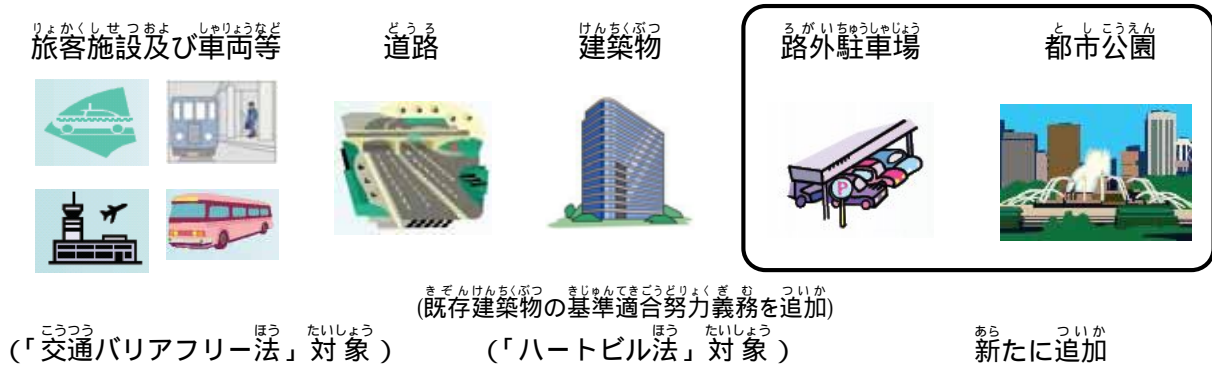


図 - 1 バリアフリー新法の対象施設

3) 重点整備地区における移動等の円滑化

市町村は、重点整備地区（高齢者、障害者等がよく利用する施設を含む地区）について、基本構想を作成します。

施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者等及び建築主等 2）・公安委員会は、基本構想に基づき、高齢者、障害者等がよく利用する施設（生活関連施設）と、施設間を結ぶ主な経路（生活関連経路）の移動等の円滑化を図ります。

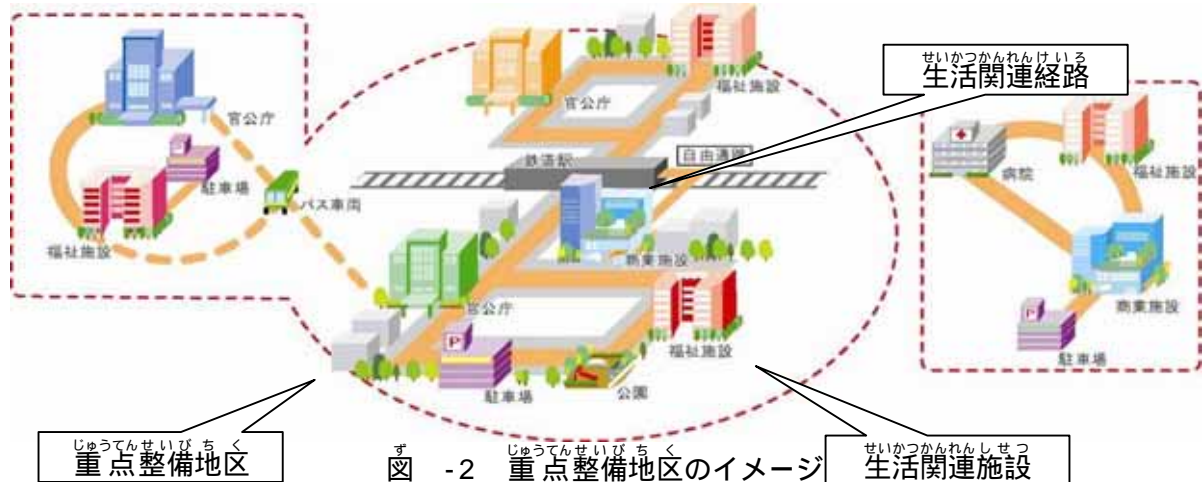


図 - 2 重点整備地区のイメージ

2) 建築主等

建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

1.2 基本構想の位置づけ

(1) 吹田市におけるバリアフリーの取り組み

吹田市では、平成13年度(2001年度)に吹田市全体の交通バリアフリーの進め方や重点整備地区の整備の考え方、優先順位等を決定しました。優先順位の決定にあたっては、交通バリアフリー法に基づき、緊急性、効果、課題等の観点から、吹田市内の9地区14駅を3段階に分け、段階的に策定していくこととしました。

平成15年(2003年)4月に第1段階として3地区6駅、平成18年(2006年)に第2段階として3地区4駅の基本構想を策定しました。

本基本構想で示す3地区4駅は、第3段階と位置づけ、平成18年度(2006年度)から検討を開始しました。そして、平成18年(2006年)12月20日のバリアフリー新法施行を受け、本基本構想を策定することとなりました。これで、吹田市内の全ての地区について基本構想を策定したことになります。

すいたし きほんこうそうさくていじょうきょう
吹田市の基本構想策定状況

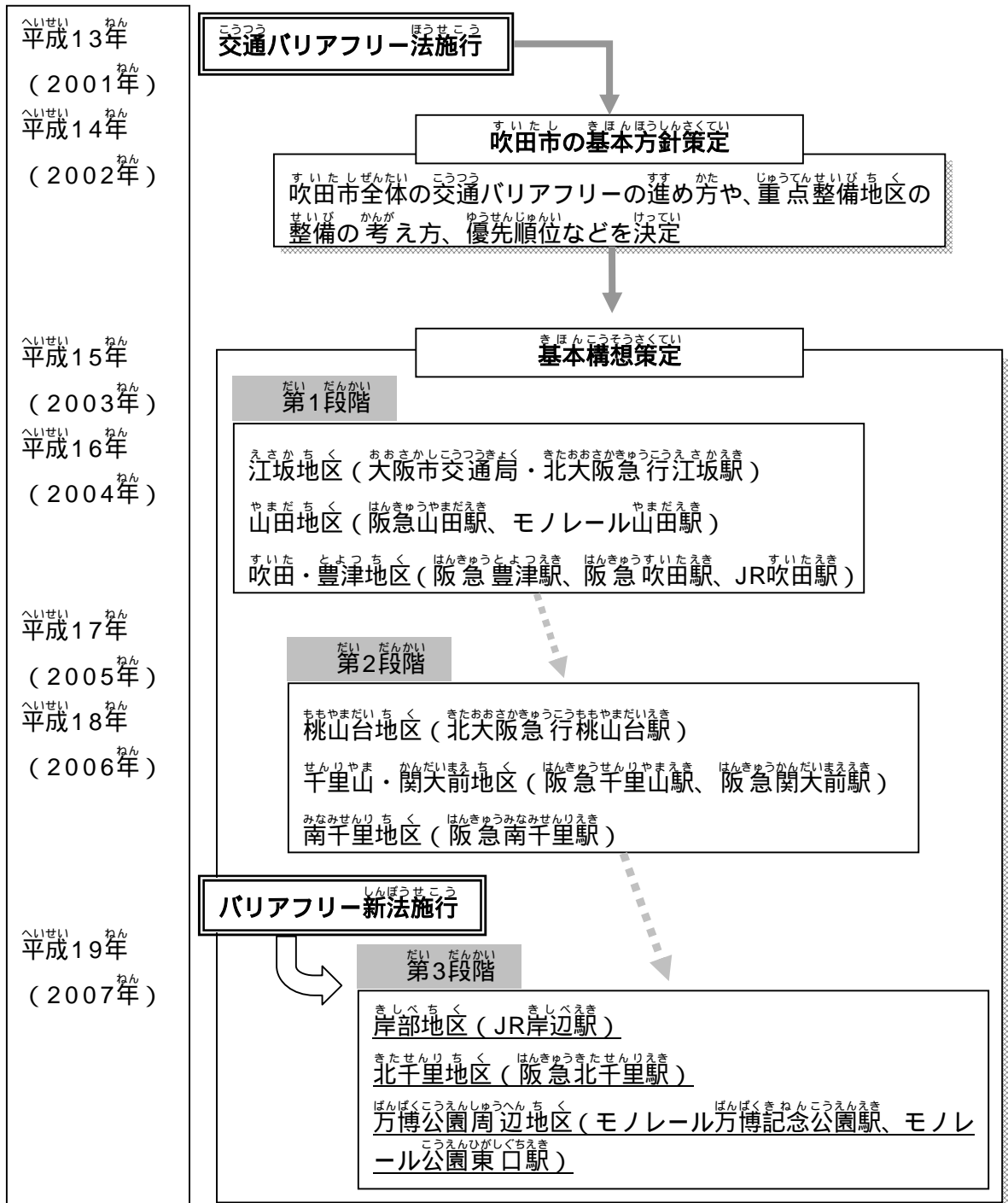


図 -3 吹田市の基本構想策定状況

(2) 地域との連携による基本構想

岸部地区

JR岸部駅周辺では、駅北側の吹田操車場跡地の再整備について議論を進めるため、「東部のまちづくり市民フォーラム」及び「吹田操車場跡地まちづくり計画委員会」が設立され、検討が進められています。また、本地区は摂津市に隣接し、阪急正雀駅も吹田市民の利用が多いため、阪急正雀駅周辺のバリアフリー化については「摂津市交通バリアフリー基本構想³⁾」と整合を図ることが必要となります。

そのため、本地区では東部拠点のまちづくりや摂津市との連携を図りながら、地域の方々を始めとした関係者と検討を進めることとしました。

北千里地区

阪急北千里駅周辺では、駅前のディオス北千里を中心に、国立循環器病センター等の医療施設、公共施設の集積する千里北公園、大阪大学や千里金蘭大学等の教育施設等が配置されています。地域外から多数の方が利用しており、これらの施設や施設までの経路については、重点的な整備を進めていく必要があります。

そのため、これらの施設等については各施設設置管理者との連携を図り、連続的・一体的なバリアフリー化の検討を進めることとしました。

万博公園周辺地区

大阪モノレール万博記念公園駅・公園東口駅周辺は、昭和45年(1970年)に開催された日本万国博覧会の跡地に整備された万博記念公園がエリアの大部分を占めています。当地区の大阪モノレール公園東口駅は、交通バリアフリー法による1日の乗降客数5,000人以上の基準(バリアフリー新法でも同様)を満たしませんが、万博記念公園の利用者等を考慮し、特定旅客施設と位置づけて地区内の一体的・重点的な整備を進めていきます。万博記念公園内には、エキスポランドや万博記念競技場等広域的な集客力の高い施設もあり、地域外から来られる方々が多数います。

そのため、万博記念公園の管理者である独立行政法人日本万国博覧会記念機構をはじめとする施設設置管理者と連携を図り、地域住民、障害当事者等の方々の意見を踏まえながら検討を進めることとしました。

3) 摂津市交通バリアフリー基本構想

摂津市が平成17年(2005年)3月に策定

(3) 基本構想の内容

本基本構想は、バリアフリー新法第25条第1項に基づき、JR岸辺駅、阪急北千里駅、及び大阪モノレール万博記念公園駅・公園東口駅周辺において、高齢者及び障害者等、誰もが安全で便利に移動できるようにするため、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会の関係者が互いに連携し、重点整備地区内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していくため、バリアフリー化に関する基本的な考え方と実施すべき事業の内容等を定めたものです。

(4) 基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、本基本構想に基づき、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会が施設や道路等のバリアフリー化事業を実施していきます。また、市民、施設設置管理者、行政機関等が互いに連携したソフト施策を展開し、「心のバリアフリー」を推進していきます。

なお、バリアフリー化事業として、重点整備地区における以下の6つの主要な事業(特定事業)については、本基本構想策定後、構想に基づく事業計画(特定事業計画)を策定し、移動等円滑化基準に基づき、原則として目標年次までに事業を完了させるものとします。

「公共交通特定事業」

公共交通事業者が実施する旅客施設内におけるエレベーター設置等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「道路特定事業」

道路管理者が実施する道路における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「路外駐車場特定事業」

路外駐車場管理者が実施する特定路外駐車場⁴⁾における段差や駐車ますの改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「都市公園特定事業」

公園管理者等が実施する都市公園における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「建築物特定事業」

建築主等が実施する特定建築物⁵⁾における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

「交通安全特定事業」

公安委員会が実施する道路における視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

4) 特定路外駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場であって、駐車ますの面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの。

5) 特定建築物

学校、病院、百貨店、ホテル、老人ホームその他多数の者が利用する建築物。

(5) 目標年次

バリアフリー化事業の完了目標年次は、平成22年(2010年)を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。事業計画によっては、平成23年(2011年)以降にずれ込む場合もあります。

1) 特定事業の目標年次

特定事業の完了目標年次は、平成22年(2010年)とします。

2) 特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年(2010年)までに完了するよう努めるとともに、平成23年(2011年)以降を含めた長期的な取組みも進めていくこととします。

本基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れを図-4に示します。

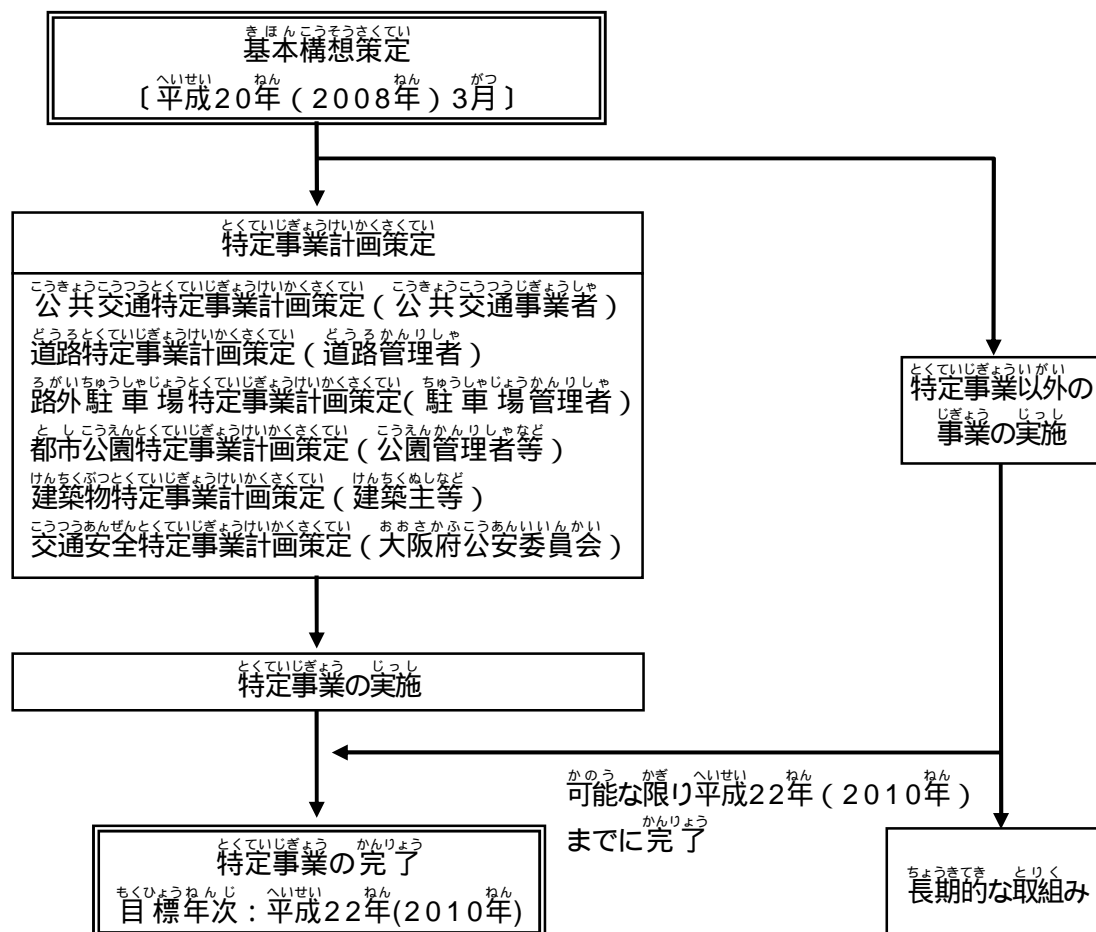


図-4 基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

1.3 基本理念と基本方針

吹田市では、市全域のバリアフリー化推進に係わる基本理念、基本方針等に基づき、バリアフリー化を進めています。

第3段階の3地区4駅においては、平成15年（2003年）4月に策定した「吹田市交通バリアフリー基本構想」に基づき、新法の内容を踏まえながら地区の特徴を反映させたバリアフリー化整備を進めていきます。

吹田市バリアフリー化の基本方針

基本理念

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
- バリアのない交通・まち・ひと・しくみ -

基本方針

1. だれもが快適に利用できる駅や駅前広場などのバリアフリー化を進めます。
2. だれもが安全で安心して移動できる連続した移動経路を確保します。
3. だれもが気軽に出かけられるまちづくりをめざします。
4. だれもが心ふれあい支え合う社会をめざします。
5. だれもが共に考え、共につくるバリアフリー化を進めます。

1.4 ユニバーサルデザインへの対応

(1) ユニバーサルデザイン政策大綱⁶⁾

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン⁷⁾の考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省として、以下の考え方に沿って政策を推進していくことを基本的な考え方としています。

利用者の目線に立った参加型社会の構築

バリアフリー施策の総合化

だれもが安全で円滑に利用できる公共交通

だれもが安全で暮らしやすいまちづくり

技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

(2) ユニバーサルデザインへの対応

吹田市では、バリアフリー新法に基づいた基本構想の策定を進め、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物等の施設の整備を進めていきます。また、ソフト面でのユニバーサルデザインに関する施策を進めていくことで「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり」をめざしていきます。

6) ユニバーサルデザイン政策大綱
国土交通省が平成17年(2005年)に策定

7) ユニバーサルデザイン
あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

1.5 バリアフリー整備方針

(1) 生活関連施設

バリアフリー新法では、生活関連施設を「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設」と定めています。

バリアフリー新法の定義や、吹田市の基準を元に、吹田市の生活関連施設を以下のとおり定めます。

【生活関連施設の定義】

高齢者、障害者等が利用する施設のうち、規模や利用状況等の地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある施設または既に移動等円滑化された施設。

【各施設の定義】

- ・ 特定旅客施設 : 鉄道駅(JR、阪急、大阪モノレール、北大阪急行、大阪市交通局)
- ・ 公共・公益施設 : 国、府、市等の主な施設
- ・ 教育施設 : 養護学校、大学、高等学校等
- ・ 医療・保健施設 : (医療施設) 入院施設があり、病床数が100床以上
- ・ 福祉施設 : 高齢者福祉施設、障害者福祉施設等
(通院・通所施設であるもの)
- ・ 公園 : 広域公園、総合公園、地区公園
- ・ 商業施設 : 吹田市新商工振興ビジョンに記載されている、「大規模小売店舗、中規模小売店舗、商店街」等
- ・ 特定路外駐車場 : 駐車ますの面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの

なお、生活関連施設のバリアフリー化については、各施設設置管理者が取り組んでいくこととなります。

a) 特定旅客施設

特定旅客施設となる駅舎においては、高齢者、障害者、妊産婦等を含む誰もが、公共用通路からホームまで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路(バリアフリー化経路と記す)を1経路以上設けるように努めます。

b) 特定路外駐車場

特定路外駐車場となる駐車場においては、車いす使用者駐車施設を1以上設けるように努めます。また、車いす使用者が車いす使用者駐車施設から公共用通路等まで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路（バリアフリー化経路と記す）を1経路以上設けるように努めます。

c) 都市公園

都市公園においては、高齢者、障害者、妊産婦等を含む誰もが、安全で安心して移動及び利用できるよう、特定公園施設⁸⁾のバリアフリー化に努めます。

d) 特定建築物

特定建築物については、高齢者、障害者、妊産婦等を含む誰もが、安全で安心して移動及び利用できるよう建築物特定施設⁹⁾や入口及び建築物特定施設間の経路のバリアフリー化に努めます。

8) 特定公園施設

都市公園の主要な経路を構成する園路及び広場、休憩所、駐車場、便所等の移動等円滑化が特に必要な施設。

9) 建築物特定施設

建築物の出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場等の移動等円滑化が特に必要な施設。

(2) 生活関連経路、準生活関連経路

バリアフリー新法では、生活関連経路を「生活関連施設相互間の経路」と定めています。

バリアフリー新法の定義や、吹田市の基準を元に、吹田市の生活関連経路を以下のとおり定めます。

【生活関連経路の定義】

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある経路または既に移動等円滑化されている経路とします。

【準生活関連経路の定義】

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動等円滑化のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路とします。

なお、生活関連経路のバリアフリー化については、各施設設置管理者、公安委員会が取り組んでいくこととなります。

a) 道路

重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、平成22年を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる歩道のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

b) 都市公園の園路

生活関連経路を構成する都市公園内の園路については、平成22年を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる公園の園路のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

c) 建築物の施設内経路

生活関連経路を構成する特定建築物の施設内経路においては、平成22年を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる建築物のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

1.6 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

(1) 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

吹田市では、吹田市交通バリアフリー懇談会を継続して開催し、市全体のバリアフリー化の実現を図っていきます。

第3段階の3地区4駅では、基本構想策定後、市の道路特定事業計画検討時においても、吹田市交通バリアフリー懇談会において進捗状況を確認し、より多くの市民の意見を反映していきます。また、道路特定事業計画を検討する際にも、ユニバーサルデザインにも配慮を行います。

基本構想策定後の持続的なバリアフリー化のためのしくみを図-5に示します。

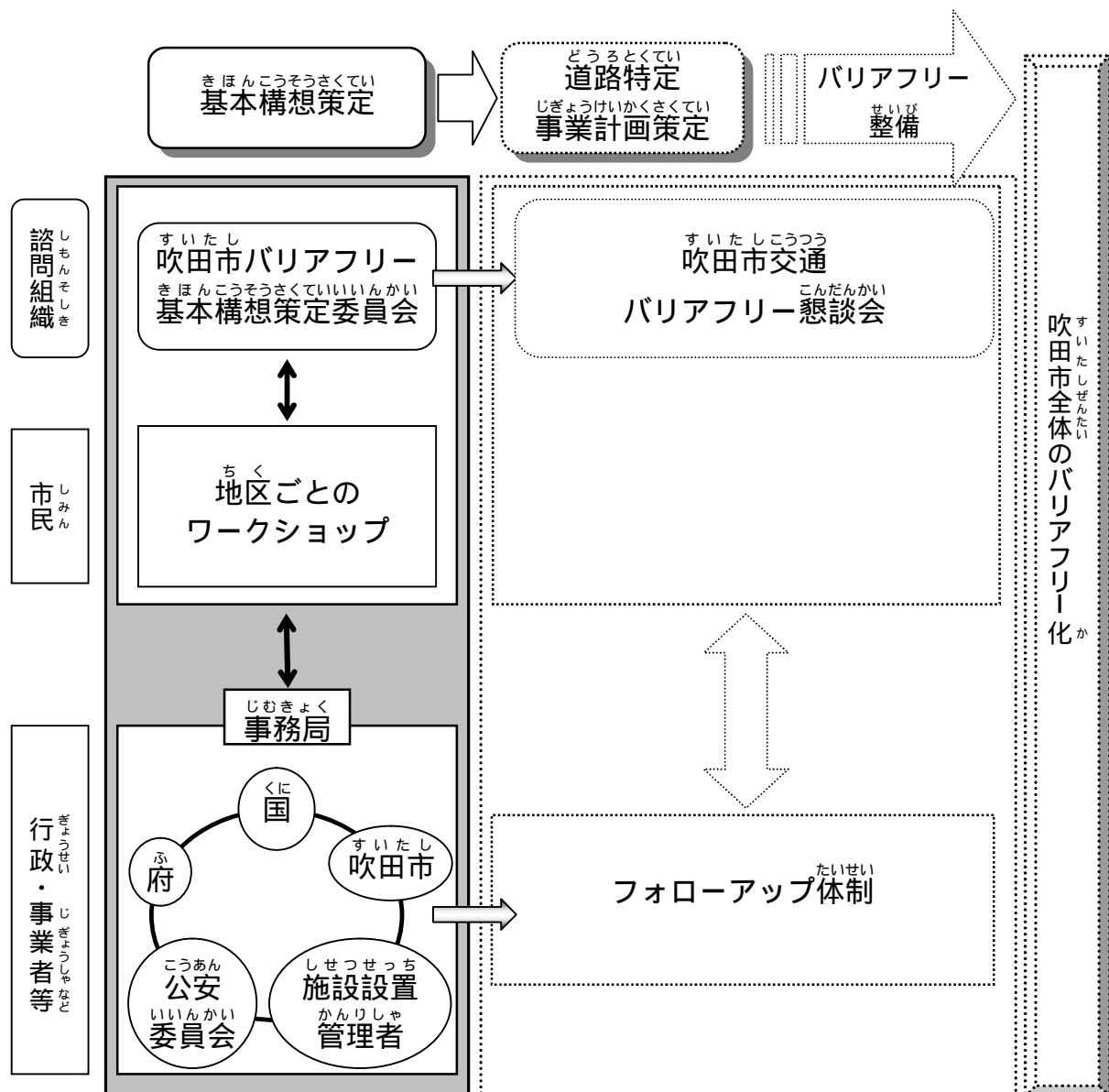


図-5 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

(2) 持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）

住民や事業者、高齢者、障害者等の意見や提案などを踏まえて基本構想を作成し、移動等円滑化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。

今後は、バリアフリー新法に基づき、基本構想の見直しの必要性について検討を行い、これまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、スパイラルアップを図ってまいります。

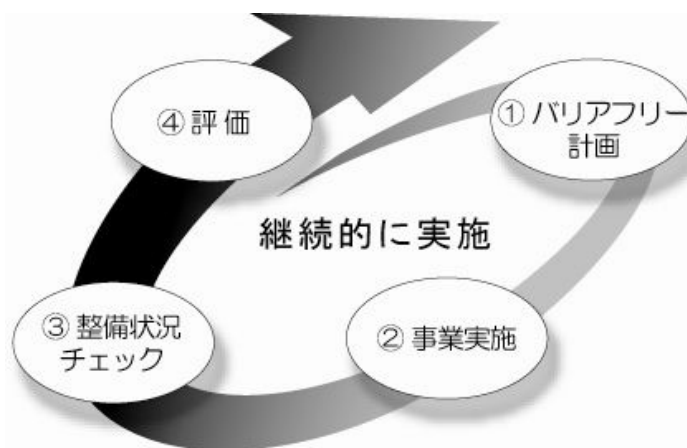
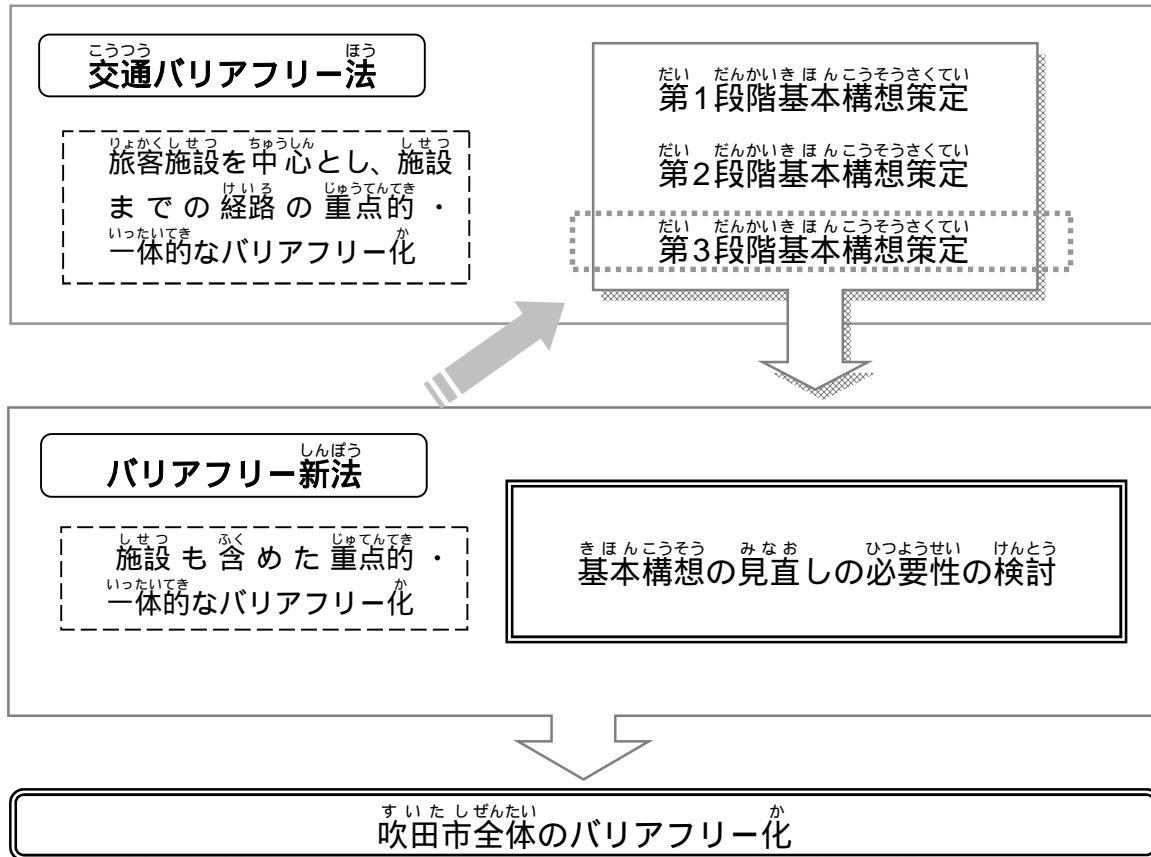


図 -6 スパイラルアップ

1.7 バリアフリー化^{か む}に向けた^{せきむ やくわり}責務と役割

本基本構想^{ほんきほんこうそう}は、バリアフリー新法^{しんぽう}に基づく^{もと}、国・地方公共団体^{くに ちほうこうきょうだんたい}・施設設置管理者^{しせつせつちかんりしゃ}・公安委員会^{こうあんいいんかい}・市民^{しみん}が、それぞれの役割^{やくわり}と責務^{せきむ}を果たすこと^はによって、バリアフリー化^かを実現^{じつげん}していくことを前提^{ぜんてい}として作成^{さくせい}しています。

このような前提条件^{ぜんていじょうけん}が整^{ととの}わないときには、バリアフリー整備目標^{せいびもくひょう}や事業^{じぎょう}の実現時期^{じつげんじき}が相当^{そうとう}に遅^{おく}れることがあります。事業^{じぎょう}が円滑^{えんかつ}に進められるよう吹田市^{すいたし}はもとより、それぞれの関係機関^{かんけいきかん}において、必要な資金^{ひつようしきん}の確保^{かくほ}や地域^{ちいき}との合意形成^{ごういけいせい}にむけた理解^{りかい}と調整等^{ちようせいなど}の最大限^{さいだいいげん}の努力^{どりよく}を必要^{ひつよう}とします。

また、真^{しん}にバリアフリー化^かを実現^{じつげん}するためには、ハード整備^{せいび}だけでなく、一人ひとり^{ひとり}の理解^{りかい}と協力^{きょうりよく}が不可欠^{ふかけつ}となります。したがって、市民^{しみん}は高齢者^{こうれいしゃ}、障害者等^{しょうがいしゃなど}の円滑^{えんかつ}な移動^{いどう}及び施設^{しせつ}の利用^{りよう}を確保^{かくほ}することの重要性^{じゅうようせい}について理解^{りかい}を深めるとともに、視覚障害者用誘導ブロック^{しかくしょうがいしゃようゆうどう}への駐輪^{ちゅうりん}、身体障害者用駐車スペース^{しんたいしょうがいしゃようちゆうしゃ}への駐車等^{ちゆうしゃなど}による高齢者^{こうれいしゃ}、障害者等^{しょうがいしゃなど}の施設^{しせつ}の利用等^{りようなど}を妨^{さまた}げないよう配慮^{はいりよ}することや、必要^{ひつよう}に応じて高齢者^{こうれいしゃ}、障害者等^{しょうがいしゃなど}の移動^{いどう}や施設^{しせつ}の利用^{りよう}を手助け^{てだす}するなど、バリアフリー化^かに向けて積極的^{せつせきよくてき}に協力^{きょうりよく}することが重要^{じゅうよう}となります。

表 -1 バリアフリー化にむけた責務

担当	役割	責務
国	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めま す。 ・「移動等円滑化基準」を定め、基準適合性を審査し、認定及び事業実施を勧告します。 ・市町村が策定する基本構想への助言を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めます。 ・移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めます。 ・広報活動等を通じて移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるよう努めます。
地方 公共 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・単独又は共同して「基本構想」を作成します。 ・各施設について特定事業実施を施設設置管理者に要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めます。
公安 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・単独又は共同して「交通安全特定事業計画」を作成し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の作成に協力します。
施設 設置 管理者	<p>< 道路管理者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して道路特定事業計画を作成し実施します。 <p>< 公共交通事業者（特定旅客施設・車両等） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「公共交通特定事業計画」を作成し実施します。 <p>< 路外駐車場管理者（特定路外駐車場） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「路外駐車場特定事業計画」を作成し実施します。 <p>< 公園管理者等（都市公園） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「都市公園特定事業計画」を作成し実施します。 <p>< 建築主等（建築物） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「建築物特定事業計画」を作成し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の作成に協力します。 ・新施設等についての「移動等円滑化基準」適合義務。 ・既存施設等についての「移動等円滑化基準」適合努力義務。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めます。 	